

福岡市公報

令和 7 年 4 月 14 日 第7136号(別冊)

発 行 所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

一 目
告次 一
示

ページ

- 福岡市開発行為の許可等に関する条例第 9 条第 2 項の規定に基づく土地の区域の指定及び福岡市開発行為の許可等に関する規則第 5 条第 6 項の規定に基づく建築物の指定 (第90号) 1
- 福岡市開発行為の許可等に関する条例第 9 条第 2 項の規定に基づき指定する土地の区域の変更 (第91号) 2

告

示

福岡市告示第90号

福岡市開発行為の許可等に関する条例 (以下「条例」という。) 第 9 条第 2 項の規定に基づき土地の区域を指定するとともに、福岡市開発行為の許可等に関する規則 (以下「規則」という。) 第 5 条第 6 項の規定に基づき建築物を指定したので、条例第 9 条第 3 項において準用する条例第 7 条第 4 項及び規則第 5 条第 7 項において準用する条例第 8 条第 3 項の規定により次のように告示する。

令和 7 年 4 月 14 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 指定する土地の区域

福岡市東区大字弘2332番 3 外147筆 (福岡市開発行為の許可等に関する条例第 9 条第 2 項第 3 号に規定する区域を除く。)

2 指定する建築物

- (1) 建築基準法施行令第130条の 3 に規定する兼用住宅
- (2) 建築基準法別表第 2 (ろ) 項第 2 号に掲げる店舗等
- (3) 共同住宅又は長屋 (延べ面積が300平方メートル以下であって、各住戸の面積が35平方メートルを超えるものに限る。)

3 指定年月日

令和 7 年 4 月 14 日

福岡市告示第91号

福岡市開発行為の許可等に関する条例第 9 条第 2 項の規定に基づき指定する土地の区域を変更したので、同条第 3 項において準用する同条例第 7 条第 4 項の規定により次のように告示する。

令和 7 年 4 月 14 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 変更に係る指定する土地の区域

変更前	福岡市東区大字志賀島417番 1 ほか776筆（福岡市開発行為の許可等に関する条例第 9 条第 2 項第 3 号に規定する区域を除く。）
変更後	福岡市東区大字志賀島417番 1 外991筆（福岡市開発行為の許可等に関する条例第 9 条第 2 項第 3 号に規定する区域を除く。）

2 変更年月日

令和 7 年 4 月 14 日